

公 表 日

平成24年10月26日

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	島原中央道路供用影響調査業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 雲仙復興事務所長 萬徳 昌昭 長崎県島原市南下川尻町7-4
契約年月日	平成24年10月26日
契約業者名	(株) 福山コンサルタント
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東3-6-18
契約金額	20,685,000円(税込み)
予定価格	20,958,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業務場所	長崎県島原市
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	平成24年10月27日
履行期間(至)	平成25年3月8日
備考	

公 表 日

平成24年10月26日

様式6-1

契約の内容

契約年月日	平成24年10月26日
契約業者名	(株) 福山コンサルタント
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東3-6-18
業務の名称	島原中央道路供用影響調査業務
納入場所	長崎県島原市
業務種別	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要	本業務は、島原中央道路開通後における交通実態調査、利用者の意見収集を行い、島原中央道路供用による影響調査及び広報用資料作成を行う業務である。
納期(自)	平成24年10月27日
納期(至)	平成25年 3月 8日
契約金額	20,685,000円(税込み)

契約理由書

1. 業務件名 島原中央道路供用影響調査業務
2. 履行場所 長崎県島原市
3. 契約の相手方 住 所：福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号
会社名：株式会社 福山コンサルタント
電 話：(092)471-0211
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、島原中央道路開通後における交通実態調査、利用者の意見収集等を行い、島原中央道路供用による影響調査及び広報資料作成を行う業務である。

2) 業務の内容

主な業務内容は下記のとおりである。

- (1) 交通実態調査
- (2) 意見収集
- (3) 整備効果分析
- (4) 広報資料作成

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を33者が入手（ダウンロード）し、9者から参加表明書が提出され、9者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち5者を技術提案書の提出者として選定し、5者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に「配置予定技術者の成績及び表彰」は最も優れた評価であり、かつ特定テーマの「島原半島の地域振興に資する島原中央道路（島原道路含む）の利活用策について」に対する技術提案について「与条件との整合性」、「提案内容を裏付ける類似実績」について、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

雲仙復興事務所 道路課長